

随意契約理由書

1 案件名称

地域福祉コーディネート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市浪速区社会福祉協議会

3 随意契約理由

日ごろから地域住民による見守りが行われ、だれもが孤立せず地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、地域住民同士の繋がりによって社会からの孤立感を解消する仕組みが必要であり、その繋がりづくりを進めるキーパーソンの存在が求められている。

また、近い将来発生が懸念される大規模災害に対する備えとして、地域住民同士の見守り体制の構築や、福祉専門職との協働による見守り体制の強化を目指す必要がある。

これらの課題解決のため、本事業は「地域福祉サポーター」を各地域に配置し、様々な活動を通して地域福祉の推進を図っていくものである。

大阪市浪速区社会福祉協議会は、大阪市福祉局と特名随意契約にて「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しており、当該事業を通じて収集した要援護者の情報（要援護者名簿）を有している。

本案件事業の実施において要援護者名簿を活用した見守り活動体制の構築や地域住民同士の繋がりづくりをより一層推進するため、連携が必要不可欠である。

大阪市浪速区社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」のために地域支援を行い、様々な地域団体、社会福祉施設等、地域における社会資源の「プラットフォーム」としてのネットワークが構築されており、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である。

また、当区と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しており、協働して地域福祉の推進を図っているところである。

このことから、本事業を実施するにあたり、より良い支援を展開するためには、大阪市浪速区社会福祉協議会以外には履行が不可能であるため、当団体と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

浪速区役所 保健福祉課（電話 06-6647-9859）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度浪速区文化スポーツ振興事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 大垣 純一

3 随意契約理由

浪速区におけるコミュニティづくりをさらに推進するため、全区民を対象に、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら、わがまち意識・ふるさと意識の高揚、心のふれあう豊かで明るいまちづくりの推進、コミュニティの発展、新たなコミュニティの形成・育成などをめざし、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化のため「令和7年度浪速区文化スポーツ振興事業業務委託」を実施することとしている。

本業務を効果的に実施するためには、行政の枠を超えた新たな発想のもと実施することが適切であることや民間事業者のノウハウやネットワークを最大限活用することが重要であることから、専門的知識や類似事業等の実績を有し意欲的な事業者から広く企画提案を募集し、優れた提案をした事業者に委託するため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

令和7年2月27日に開催した外部有識者3名による審査の結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が契約相手方として選定されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）

電話番号：06-6647-9743

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区制 100 周年×EXPO 記念事業企画運営等業務委託

2 契約相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

浪速区は、大正 14（1925）年 4 月 1 日に南区（現「中央区」）から分区によって誕生し、令和 7（2025）年に区制 100 周年を迎える。記念すべき 100 周年という節目を迎えるにあたり、歴史を振り返るとともに、これからの浪速区の発展につなげていくため、「挑戦する」「つながる」ことをテーマに、浪速区制 100 周年×EXPO 記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という）と連携・協働し、同年に開催される大阪・関西万博との相乗効果を図りながら、より多くの区民や企業等の参画を得て様々な事業を実施している。

令和 7 年度は、令和 6 年度に実行委員会において決定した様々な記念事業を実施するとともに、記念事業として、浪速公園において拡大版区民まつりを実施する。本事業を効果的に実施するためには、行政の枠を超えた新たな発想のもと実施することが適切であること、事業を効果的に行うためには民間事業者のノウハウやネットワークを最大限活用することが重要であることから、専門的知識や類似事業等の実績を有し意欲的な事業者から広く企画案を募集し、価格以外の要素も含めて総合的に判断し、優れた提案をした事業者に委託するため、公募型企画提案競争（プロポーザル方式）により受託事業者の選定を行った。

令和 7 年 2 月 25 日に開催した外部有識者 3 名による審査の結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が企画力、運営力、過去の実績、価格等において総合的に優れた提案を行い、本事業について最も効果的に実施を期待できると判断されたことから、当該事業者と契約を締結する。

4 法令根拠

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

浪速区役所総務課（企画調整）

電話：06-6647-9683

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市浪速区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

有限会社ケース 代表取締役 松富 謙一

3 随意契約理由

浪速区では人口増加が進む中、転入率と転出率ともに24区で1番多く、人口の入れ替わりが激しい。また、その多くを単身者人口が占め、学齢期の子どもの割合が極端に少ないなど、地域コミュニティが急激に衰退している。このような状況において効果的な支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保等を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要である。

併せて、多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であることから、各地域の事情に即し、かつ中長期的なKPIのもと、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて、業務を委託することで優れた成果を期待し、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募の結果、選定会議において、事業効果や目標、事業内容、事業経費、過去の類似事業実績等について審査し、総合的に優れた提案を行った有限会社ケースと契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所市民協働課

電話番号：06－6647－9983

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度浪速区広報紙（令和7年5月号～令和8年4月号）企画編集業務委託
（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社シカトキノコ 代表取締役 向野 剛

3 随意契約理由

本業務については、広報紙の制作に関するデザインや、効果的な情報発信を行うための企画についての高度で専門的な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務であるため、最も優れた企画提案を行った事業者を採用することで、本業務遂行にあたって最も優れた成果が期待できることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

令和7年2月19日に開催した外部有識者3名による審査の結果、株式会社シカトキノコが、技術力、企画・実行力等において総合的に優れた提案を行い、本業務について最も効果的に実施を期待できると判断されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所総務課（企画調整）

電話番号：06－6647－9683

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

浪速区役所総務課

(電話番号 06-6647-9625)